

監査公表第4号
令和8年（2026年）6月26日

札幌市監査委員	庄	司	正	史
同	愛	須	一	史
同	五十嵐	徳	美	
同	丸	山	秀	樹

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和8年6月23日付け札幌総第629号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第629号

令和8年（2026年）6月23日

札幌市監査委員 庄 司 正 史 様
 愛 須 一 史 様
 五十嵐 徳 美 様
 丸 山 秀 樹 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

1 指摘に対する措置（令和7年度監査報告第6号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 事務監査（令和7年度第2回定期監査）関係

監査対象	子ども未来局子育て支援部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 現金収納に関する事務を適正に行うべきもの 現金収納に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 現金出納員及び現金分任出納員が納付督促中等の現金を収納する際に納入に交付する現金領収証書については、受払簿に当該領収証書つづりの受払状況を明確に記録すべきところ、払出し及び返納の記録がないもの イ 納付督促中等の現金については、課長は使用中の現金領収証書つづりを月2回以上検査することとなっているが、月1回の検査しか行っていないもの 今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 ア 必要な事務処理についてマニュアルに追記し課内に共有するとともに、受払簿のある現金領収関係簿冊に、注意事項を記載した紙を綴じることによって処理漏れを防止する。 イ 札幌市会計規則の特例に関する規則の様式5（徴収状況報告簿）の下部に課長決裁欄を設けていたが、月2回以上の課長決裁となるよう様式を修正した。	

監査対象	保健福祉局総務部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 収入事務／(2) 債権管理に関する事務を適正に行うべきもの 長期にわたり納付のない債権について、催告等を行っていないものの、破産手続終結決定後10年以上が経過し回収不能と判断して催告等を行っていないにもかかわらず不納欠損処理が行われていないものなど、その管理が適切に行われていない事例がみられた。 これらの事例については、平成29年度第2回定期監査及び令和4年度第2回定期監査において改善を求めたところであり、改善を図る旨の報告があったにもかかわらず、今回の監査でも不備がみられたものである。 今後は、関係規程等を今一度しっかりと確認することに加え、再発防止に向けた対応策を検討したうえで、組織として事務の執行状況を

	適切に管理し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 法人が破産している債権及び時効を迎えた債権については、債権放棄及び不納欠損の処理を行った。残りの債権については、適宜、財）管財課と相談しながら債権放棄及び不納欠損の手続きを進めていく。 これからの再発防止策として、令和４年度の定期監査のご意見を受けて実施している課長・係長・担当者の三者による各債権ごとの組織的検討を、これまでの年１回ではなく、本年１月からは「３か月ごと（１・４・７・１０月）」に実施することで、債権放棄の適否検討を継続的に行っていく。また、平成２９年度のご指摘を受け策定した「債権管理事務フロー」の内容を見直し、『債権状況確認簿』に債権放棄の進捗をチェックする項目を新たに設け、毎月末に確認を行う体制とする。 さらに、人事異動の際にも、このフローが途絶えないよう、引継書に債権の管理体制を記載することを徹底する。	

監査対象	保健福祉局衛生研究所
監査委員の指摘事項	第１ 指摘事項／２ 支出事務／（１）契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 役務契約の仕様を適正に定めるべきもの 試験管等の洗浄業務に係る仕様書において、従事者の休憩時間を具体的に指定しているものがみられた。 当該業務については、定められた手順に従い洗浄作業を完了させればそれで足りるものであり、特に請負契約においては、休憩時間を含め、労働時間等の管理については受託者が決定、指示する事項とされていることを踏まえると、上記の仕様書の内容は適切なものとは言えない。 今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深め、適正な契約事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 作業時間帯を１０時００分～１２時１５分、１３時００分～１５時４５分とし、休憩時間の記載を削除する改定契約を受託者と締結した。	

監査対象	保健福祉局衛生研究所
監査委員の指摘事項	第１ 指摘事項／２ 支出事務／（１）契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられ

別紙

	た。 イ 積算を適正に行うべきもの 臨時的に調達した役務契約に係る手続において、参考見積を徴取するなど、価格の妥当性について客観的な検証をしないまま、契約締結しているものがみられた。 積算の参考として事業者から徴する見積書は、当該調達に係る市況価格の調査に加え、複数業者から徴し比較検討することで、その価格の妥当性を客観的に証する目的があり、特に小額の特定随意契約では、特定者との随意契約とする金額的根拠ともなることから、今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 特定随意契約が可能となる金額の上限に近い場合、価格の妥当性について検証する必要があるため、複数者から参考見積を徴取する。	

監査対象	総務局東京事務所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ウ 契約方法の決定を適正に行うべきもの 予定価格が10万円以上であるにもかかわらず、小額を理由として特定随意契約を締結しているものがみられた。 今後は、契約事務についての認識を改め、関係規程等について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 契約事務に関する所内研修を実施し、再周知を徹底した上で、今後は金額と契約方法の整合性についてチェックを強化し、再発防止に努める。	

監査対象	総務局東京事務所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 エ 決裁区分の設定を適正に行うべきもの 報償的経費に係る支出負担行為何について、予定価格が200万円未満の場合は部長専決とすべきところ、課長専決としているものがみら

	れた。 今後は、契約事務についての認識を改め、関係規程等について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 契約事務に関する所内研修を実施し、再周知を徹底した上で、支出項目ごとの専決基準について改めて周知を行ったところ。基本的な確認を徹底し再発防止に努める。	

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 オ 物品の購入に係る手続を適正に行うべきもの (ア) 小額の特定随意契約により、同種の消耗品(プリンタートナー)を同一の業者から、複数回にわたり連続して購入しているものがみられた。 契約事務においては、特に競争性の確保に留意して行うことが重要であり、プリンタートナーのように日々の業務で使用する消耗品については、本来は必要量を適宜把握したうえで、契約管理課への請求(契約締結依頼)や複数の業者による見積合せなどの方法により、計画的に購入することが適切である。 このため、本件事案については、経済性の観点から見直しを要するものであると考えられるほか、外形上は、特定の業者に発注するために契約手続を分割して事務処理を行ったとみられるおそれがあることから、適切な事務処理とは言えない。 今後は、関係規程に対する職員の理解を深めることはもとより、改めて、契約事務における経済性と透明性の確保の重要性を組織内に周知するなど、適正な事務執行の確保に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 ①口頭承認のみで発注を行うことのないよう厳に注意し、必ず専決権者の電子決裁によることを徹底する。 ②計画的に発注を行えるようトナーの在庫管理方法を見直す。 ③品質を確保しながら調達を行えるよう、見積合せの実施や金額にかかわらない特定随意契約など適正な契約手続きについて検討する。 ④見積書や納品書の日付については、業者に日付の印字を依頼するなど、手書きによる日付記入を是正するよう改めて指導する。	

別紙

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 オ 物品の購入に係る手続を適正に行うべきもの (イ) 物品の購入に当たり、一次伺に係る起案及び決裁より前に見積書を徴取したうえで、起案及び決裁処理を行っているものがみられた。 契約事務の規程に基づく組織の意思決定を経ずに業務を行わせたことは、入札等の適正な執行や、契約の相手方、契約額等の内容を確認する機会を損ない、不適正な契約や発注が行われる懸念からも、厳に慎まなければならない。 今後は、担当者はもとより組織的に進捗管理を徹底するなど、適正な契約事務が行われるよう努められたい。
《 指摘事項に対する措置 》 今後の改善策として、専決権者の電子決裁を先行させることを徹底し、何かの事情で口頭で承認を得た場合は、その理由について備考欄に記録を残すこと、また、物品調達の見込みを早期に把握し、可能な限り一括して物品調達や見積合せを行うなど適正な事務手続を行うよう努める。	

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 カ 工事契約に関する事務を適正に行うべきもの アスファルトや側溝の撤去等を作業内容とした業務の発注について、工事契約として手続を行うべきところ、役務契約として事務処理を行っているものがみられた。 業務の履行に必要な建設業許可を受けた事業者が受注していたものの、発注した作業は建設工事に該当するものであることから、役務として手続を行った本件事務処理は、不適正なものである。 今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めることに加え、契約手続について判断することが難しい場合には、制度を所管する部署等に確認を行うなど、適正な事務の執行に努められたい。
《 指摘事項に対する措置 》	

今後同様の事務にあたる場合は、その事務の内容を精査したうえで適切な執行科目から支出することとし、また、疑義が生じた場合は事前に関係部局への相談を行うなどして、適切な執行に努める。

監査対象	子ども未来局子育て支援部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 キ 契約書の確認を適正に行うべきもの 役務契約において、受託者の印のみが押印され、委託者である札幌市長の印がない契約書を課長まで供覧しているものがみられた。 今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 今後は、契約事務担当者及び供覧者において、押印の有無を含め、契約書の内容、体裁等にも注意を払い、再発を防止する。	

監査対象	経済観光局産業振興部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ク 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの 役務契約における個人情報の取扱いについて、以下の事例がみられた。 (ア) 特定個人情報の取扱いを含む業務委託の契約に際し、特定個人情報の取扱いを含まない委託として行っているもの (イ) 個人情報を含む業務の再委託の承諾に際し、個人情報取扱事務委託等の基準により講じることとなっている措置を行っていないもの 今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえで、適正な契約事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 (ア) 委託先から特定個人情報等取扱安全管理基準申出書を提出させ、基準に適合していることを確認したうえで、改定契約を締結し、必要書類を完備した。 (イ) 委託先を通して再委託先から必要書類を提出させ、基準に適合していることを確	

認した。

監査対象	子ども未来局子育て支援部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ク 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの 役務契約における個人情報の取扱いについて、以下の事例がみられた。 (ウ) 個人情報取扱事務委託等の基準により講じることとなっている措置を行っていないもの (エ) 個人情報取扱安全管理基準適合申出書を徴したものの、評価することなく、契約締結を行っているもの (オ) 業務の期間が複数月にわたる場合は、個人情報取扱状況報告書を安全管理対策に係る実施状況の変更の有無にかかわらず毎月徴して確認すべきところ、これを行っていないもの 今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 (ウ) 令和7年度の契約においては、当該基準に則り事務処理を行った。個人情報取扱事務委託等の基準について、該当する事務を行う担当者は制度改正の有無などを庁内のHP等で確認したうえで事務処理にあたる。 (エ・オ) 個人情報取扱事務委託等の基準について、該当する事務を行う担当者は必ず確認することとし、適時適正な書類の提出がされているか、担当者・決裁者ともに確認する運用とする。	

監査対象	子ども未来局東部児童相談所
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ク 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの 役務契約における個人情報の取扱いについて、以下の事例がみられた。 (ウ) 個人情報取扱事務委託等の基準により講じることとなっている措置を行っていないもの

別紙

	今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務の執行に努められたい。
≪指摘事項に対する措置≫ (ウ) 個人情報取扱事務委託等の基準について、該当する事務を行う担当者は必ず確認するよう引継ぎを行うとともに、定期的に役職者会議・係会議等で共有し、適時適正な書類の提出がされているか、担当者・決裁者ともに確認する運用とする。	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ク 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの 役務契約における個人情報の取扱いについて、以下の事例がみられた。 (ウ) 個人情報取扱事務委託等の基準により講じることとなっている措置を行っていないもの 今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務の執行に努められたい。
≪指摘事項に対する措置≫ 全校長に対し、改めて個人情報取扱事務委託等の基準に基づく契約方法について、取扱いの徹底を周知した。	

監査対象	子ども未来局児童相談所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ク 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの 役務契約における個人情報の取扱いについて、以下の事例がみられた。 (エ) 個人情報取扱安全管理基準適合申出書を徴したものの、評価することなく、契約締結を行っているもの (オ) 業務の期間が複数月にわたる場合は、個人情報取扱状況報告書を安全管理対策に係る実施状況の変更の有無にかかわらず毎月徴して確認すべきところ、これを行っていないもの 今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務

別紙

	務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 (エ)(オ)個人情報取扱事務委託等の基準について、該当する事務を行う担当者は必ず確認するよう引継ぎを行うとともに、定期的に役職者会議・係会議等で共有し、適時適正な書類の提出がされているか、担当者・決裁者ともに確認する運用とする。	

監査対象	保健福祉局総務部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ク 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの 役務契約における個人情報の取扱いについて、以下の事例がみられた。 (オ) 業務の期間が複数月にわたる場合は、個人情報取扱状況報告書を安全管理対策に係る実施状況の変更の有無にかかわらず毎月徴して確認すべきところ、これを行っていないもの 今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 未提出だった令和7年2月以降の報告書については、委託先から提出を受け、内容を確認するとともに、毎月提出するよう委託先に改めて伝えた。今回の件を部内で共有し、今後は組織的に複数人でチェックを行うなど、再発防止に向けて管理を徹底する。	

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ク 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの 役務契約における個人情報の取扱いについて、以下の事例がみられた。 (オ) 業務の期間が複数月にわたる場合は、個人情報取扱状況報告書を安全管理対策に係る実施状況の変更の有無にかかわらず毎月徴して確認すべきところ、これを行っていないもの 今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務

	務の執行に努められたい。
≪指摘事項に対する措置≫ 毎月、履行検査時に個人情報取扱状況報告書を合わせて確認する形式とした。	

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ク 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの 役務契約における個人情報の取扱いについて、以下の事例がみられた。 (オ) 業務の期間が複数月にわたる場合は、個人情報取扱状況報告書を安全管理対策に係る実施状況の変更の有無にかかわらず毎月徴して確認すべきところ、これを行っていないもの 今後は、関係規程等を今一度しっかり確認したうえ、適正な契約事務の執行に努められたい。
≪指摘事項に対する措置≫ ク(オ) 契約中の委託業者には速やかに「個人情報取扱状況報告書」の提出を求めるとともに、係内でのチェック体制を確立し、毎月確認を行う。また、今年度の契約に係る仕様書に「個人情報取扱状況報告書」の提出を明記し、次年度の契約や業務遂行に漏れなく反映できるように整理した。	

監査対象	保健福祉局衛生研究所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ケ 押印省略等の取組に関する事務を適正に行うべきもの 完了届に関する押印省略等の取扱いにおいて、以下の事例がみられた。 (ア) 電子メールの利用に当たっては、事業者は札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスを用いることとされているが、このアドレスを用いずに受領等を行っているもの (イ) 供覧を行う場合には、当該文書が見積依頼用メールアドレスから受領したものであることを記載するなどの所定の取扱いを行う必要

	があるが、これを行っていないもの (ウ) 当該文書を収受した電子メールは、文書の真正性を担保するため、電磁的記録媒体の状態で保存しておくこととされているが、これを行っていないもの 今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 ケ 押印した完了届を受領するとともに、指摘以前に受領した完了届について受託者に押印を依頼した。当該通知に基づいて、適切な事務処理を行うことができるよう、部内での周知徹底を図ることとした。 今後、押印を省略した文書を受領した場合、見積依頼用メールアドレスを用いているか及び電磁的記録媒体で電子メールを保存しているかを、当該担当者と別の職員が相互に確認する体制とした。	

監査対象	子ども未来局子育て支援部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ケ 押印省略等の取組に関する事務を適正に行うべきもの 完了届に関する押印省略等の取扱いにおいて、以下の事例がみられた。 (ア) 電子メールの利用に当たっては、事業者は札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスを用いることとされているが、このアドレスを用いずに受領等を行っているもの (イ) 供覧を行う場合には、当該文書が見積依頼用メールアドレスから受領したものであることを記載するなどの所定の取扱いを行う必要があるが、これを行っていないもの 今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 事務担当者及び確認者において、「物品・役務契約における押印省略等の取組み」の実施について（令和3年1月5日付札契管第1981号管財部長通知）の内容を十分に確認したうえで、受託者に対し、見積依頼用メールアドレスを用いるよう指示すると	

ともに、完了届等の供覧を行う場合には、当該文書が見積依頼用メールアドレスから受領したものであることを記載するなどして是正済み。

監査対象	子ども未来局児童相談所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ケ 押印省略等の取組に関する事務を適正に行うべきもの 完了届に関する押印省略等の取扱いにおいて、以下の事例がみられた。 (イ) 供覧を行う場合には、当該文書が見積依頼用メールアドレスから受領したものであることを記載するなどの所定の取扱いを行う必要があるが、これを行っていないもの 今後は、関係規程等について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 押印省略等を行う場合、担当者は事前に関係する通知について必ず確認するよう引継ぎを行うとともに、定期的に役職者会議・係会議等で共有し、供覧の際、適正な取扱いがされているか、担当者・供覧者ともに確認する運用とする。	

監査対象	財政局財政部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 コ 履行検査を適正に行うべきもの (ア) 役務契約に関する履行検査報告において、検査を行った職員とは別の職員の名前が履行検査報告書に記載された状態で報告を終えているものがみられた。 履行検査は、役務の適正な履行を確保するため重要なものであることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 担当者・決裁者ともに十分に注意を払うよう、履行検査の正確な運用について周知した。	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 契約に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 コ 履行検査を適正に行うべきもの (イ) 役務契約において、誤った業務名称や実際の提出日以前の日付が記載された完了届のまま受付、検査合格とし、当該日付で役務履行検査報告書を作成、決裁しているものがみられた。 履行検査は、役務の適正な履行を確保するため重要なものであることから、今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、適正な事務に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 全校長に対し、契約相手方から提出を受けた書類について、業務名称や日付等が正しく記載されているか確認すること、履行検査が形骸化することがないように検査員は書面上のチェックにとどまることなく、現物や現場の確認を目視で行うなど、確実な方法で検査を実施するよう周知した。	

監査対象	経済観光局産業振興部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの ア 補助金の交付先団体が行う実績報告書の作成と、その報告書の審査を同一の係で行っているものがみられた。 これは、当該団体の会則に基づき、札幌市がその団体の事務局として事務を執行していることによるものであるが、実績報告書を作成した部署でその内容について審査することは、手続の形骸化が懸念されるものであり、適正とは言えない。 今後は、事務の分担の見直しを検討するなど、けん制機能に留意した事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 補助金の審査については、事務局を担い実績報告書を作成する係とは別の係であり、部庶務担当係である経済企画課庶務係が補助金の審査を行う体制に改善した。	

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 補助金の交付に関する事務を適

別紙

指摘事項	正に行うべきもの イ 補助金の交付に関する事務において、交付要綱では、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合はその端数を切捨てることを定めているが、端数を切捨てずに円単位で額を確定し、支出しているものがみられた。 今後は、関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 補助金の交付先に対し返還について連絡し、端数分について返還の対応を行った。 今後、起案内容に要綱の該当箇所を明記し、適正な事務の執行に努めていく。	

監査対象	子ども未来局子育て支援部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 時間外勤務に関する事務を適正に行うべきもの 時間外勤務に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に与えなければならないと定められているところ、所要の休憩時間が付与されていないもの イ 勤務時間における休憩時間の付与については、勤務時間の途中に与えなければならないところ、勤務時間の始まり又は終わりに付与されているもの この事務処理については、令和4年度第2回定期監査時においても指摘を行っているものであり、かつ、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、今回の監査での改善及び適切な実施がなされていなかったものである。 今後は、関係法令等についての職員の理解を十分に深めたうえ、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 マニュアル等を用いて、所長会議、園長会議、支援係長会議での周知を年2回（半年に1回）行い、職員の理解を深める。 申請者自身が、適正に休憩時間を取得しているかを確認するため、「時間外チェックシート」を作成し活用する。また、所属長は時間外チェックツール（スプレッドシート）を用いて、適正に休憩時間を取得しているか確認する体制とする。 事務係担当者において、これまで毎月の実施申請漏れのみを確認していたが、今後	

は回送漏れについても合わせて確認を行い、チェック機能を強化する。

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 時間外勤務に関する事務を適正に行うべきもの 時間外勤務に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に与えなければならないと定められているところ、所要の休憩時間が付与されていないもの この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、適切な実施がなされていなかったものである。 今後は、関係法令等についての職員の理解を十分に深めたうえ、組織内でのチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 休憩時間の付与誤りにかかる給与の戻入処理を行った。所属長に対し、時間外勤務の承認前に勤務時間数に対する休憩時間入力の有無を確認するよう改めて注意喚起を行った。	

監査対象	子ども未来局児童相談所
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(4) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの 日額の特殊勤務手当の支給において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 支給対象ではない研修等の勤務に従事している時間も支給対象として計上しているため、過支給になっているもの イ 従事時間の計上誤りのため、誤支給になっているもの この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。 今後は同様の誤りを防ぐため、実効性のあるチェック体制を検討するなどしたうえで、リスク対応策を改めて部内職員へ周知徹底し、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》	

過支給となった手当について、戻入処理を実施した。今後は役職者会議・係会議等で、特殊勤務手当の制度について、定期的に全職員向けの周知を行う。さらに、特殊勤務手当勤務票を活用し、各職員が自分の勤務状況をリスト化して記録し、月末に各係長が研修受講決定通知等を参照しながら、内容に誤りがないか確認してから、特殊勤務手当の支給日数を算定する運用とする等、事務手順の見直しを行う。また、事務マニュアルを作成し、短期間できめ細やかな確認を行えるようチェック体制の強化に努める。

監査対象	子ども未来局東部児童相談所
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(4) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの 日額の特殊勤務手当の支給において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 支給対象ではない研修等の勤務に従事している時間も支給対象として計上しているため、過支給になっているもの イ 従事時間の計上誤りのため、誤支給になっているもの この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。 今後は同様の誤りを防ぐため、実効性のあるチェック体制を検討するなどしたうえで、リスク対応策を改めて部内職員へ周知徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

《指摘事項に対する措置》

過支給となった手当について、戻入処理を実施した。今後は役職者会議・係会議等で、特殊勤務手当の制度について、定期的に全職員向けの周知を行う。さらに、特殊勤務手当勤務票を活用し、各職員が自分の勤務状況をリスト化して記録し、月末に各係長が研修受講決定通知等を参照しながら、内容に誤りがないか確認してから、特殊勤務手当の支給日数を算定する運用とする等、事務手順の見直しを行う。また、事務マニュアルを作成し、短期間できめ細やかな確認を行えるようチェック体制の強化に努める。

監査対象	総務局東京事務所
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(5) 旅費の支給に関する事務を適正に行うべきもの 旅費の支給に関する事務において、出張命令を行う際の専決区分は旅行者の役職や宿泊の有無によりそれぞれ定められているが、その下位の者による決裁で処理がされているものが複数みられた。

	今後は、同様の誤りを防ぐため、札幌市事務専決規程に基づく正しい専決区分に従い、適正な事務の執行に努められたい。
≪指摘事項に対する措置≫ 事務専決区分の周知徹底 「札幌市事務専決規程」に基づき、出張の種類や役職に応じた正しい専決区分について、所内会議の場を通じて職員への周知徹底を図った。 旅費取り扱いの周知と手続きの徹底 「札幌市職員等の旅費に関する条例等」の改正に伴い、旅費の取り扱いを改めて周知した。また、出張命令の方法や復命の方法など、旅費に関する一連の手続きについても、所内会議の場を通じて職員に周知徹底を図った。 庶務担当者に対しては、別途研修を実施し、適切な支給事務の徹底を図った。特に東京事務所においては、担当者の異動が1年ごとであるため、今後も年1回の研修を実施するなど、継続的に適切な事務運営に努める。	

監査対象	総務局東京事務所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(6) 現金出納簿の記載に関する事務を適正に行うべきもの 資金前渡職員は、前渡期間が一時限りのものを除き、出納の都度現金出納簿に記入し、常に収支状況を明らかにしておかなければならず、また、所属長は資金前渡職員が保管する現金並びに出納に関する証拠書類及び現金出納簿を随時検査しなければならないとされている。しかし、収支状況を電子媒体に記録しているものの、当月分を月末にまとめて現金出納簿に転記しており、現金出納簿では収支状況を確認できないものがみられた。 このような管理は、公金の紛失などの事故の発生を気付きにくくするばかりか、不正使用を行うことができる機会を与えることになることから、公金の取扱いについての認識を改め、関係規程等に基づく厳正な管理の徹底に努められたい。
≪指摘事項に対する措置≫ 経理関係職員と資金前渡職員に対しては、現金出納簿への都度記入を指導し、収支状況と現金の都度確認を実施するよう改善したところであり、併せて所属長による随時検査を行うことで、適正な前渡金管理を徹底する。	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／3 財産管理事務／(1) 理科実験用の薬品等の保管・管理に関する事務を適正に行うべきもの 理科実験用の薬品等の保管・管理に関する事務において、毒物・劇

	物受払簿に記載されている数量と実際の数量が異なっているものがみられた。 この事務処理については、令和6年度第2回定期監査時においても指摘を行っているものであり、かつ、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、今回の監査での改善及び適切な実施がなされていなかったものである。 今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、チェック体制を整えるなど、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 今年度の指摘を踏まえ、「理科実験用薬品等の適正管理について」の通知を発出し、改めて注意してほしい事項等を周知した。 教）教育課程担当課と連携し、令和6年度に実施した理科実験用薬品の管理説明会をアップデートのうえオンデマンド化し、各校が自校の実情に応じて繰り返し確認できる体制を整える。 学校事務職員の理科薬品管理知識向上のため、学校運営支援室及びグループ長を対象とした薬品に関する研修会を教）学校運営支援室の主導で実施する。	

監査対象	保健福祉局衛生研究所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／4 行政運営事務／(1) 附属機関に関する事務を適正に行うべきもの ア 札幌市衛生研究所倫理審査委員会は、人を対象とする研究に関する事項の審査及び答申等を行うことを目的として設置されており、直近では、令和5年度に研究継続を承認するため審査を実施しているが、当該委員会としての活動に関する資料等が公開されていない状況がみられた。 札幌市においては、附属機関について関係法令の解釈及び運営の統一性を確保すること等を目的としてハンドブックが作成されており、その中では、書面開催をした場合を含め、終了後に会議の経緯がわかるものを公開するよう示している。 この公開の趣旨が、札幌市自治基本条例及び情報公開条例の規定に基づく市民への積極的な情報の提供であることを踏まえると、委員会として活動した内容を特段の事情がない限り公開しないことは適当とは言えないことから、今後は、関係規程を改めて確認するなど、適正な事務の執行に努められたい。 イ また、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する国の倫理指針では、倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会の組織及び運営

	に関する規程や審査の概要等について、国が作成した報告システムにより公表しなければならないと定めているところ、上記アの委員会については、これまで登録手続を行っていないため、規程等が公表されていない状況となっていた。 当該指針が、研究の適正な推進を図ることを目的として定められたものであることを踏まえると、研究に係る審査が中立的かつ公正に行われているかを適宜確認できるように公表することは極めて重要である。 今後は、当該倫理指針を含め、研究に関する通知等についてはその内容を改めて確認するなど、職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 ア 直ちに未公開資料等を公式ＨＰにて公開した。 イ 国の報告システムに登録し、直ちに関係規程等を公表した。	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	第１ 指摘事項／４ 行政運営事務／(２) 自家用車の公用使用承認を適正に行うべきもの 自家用車の公用使用承認に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 自家用車の公用使用に係る申請において、呼気検査を省略する理由を記載せずに決裁を行い、実際に検査することなく、これを許可しているもの イ 上記申請において、午前中の校務や終日の校外学習随行であるにもかかわらず、午後からの校務であることを理由として、呼気検査を省略する決裁を行い、実際に検査することなく、これを許可しているもの こうした誤りは、申請内容を十分確認することにより防げるものであることから、今後はチェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 要綱等に規定された手続方法等の理解不足及び確認が不十分であったことによる誤りであり、あらためて手続き等を再確認し、速やかに改善するよう関係学校に指示した。 学校独自で作成した省略事由に関する資料に誤りがあったため、職員に対し、正しい資料の再配布を行った。 呼気検査の運用を再検討し、省略事由の見直しを行った。	

当該見直しを踏まえ、関係規程について所管の学校に改めて周知徹底を図ったほか、書類の確認に際して、担当者だけでなく、複数人での確認を助言する等、再発防止及び適正かつ確実な事務執行の実現に向けて取り組む。

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／4 行政運営事務／(3) 情報機器の管理を適正に行うべきもの 市立学校においては、情報機器の使用状況の把握及び管理のため、情報機器使用状況管理簿を作成し、返却の際に、保存されている情報資産が適切に削除されているか確認することが定められているところ、これを行わず、情報資産が削除されていないものが散見された。 今後は、札幌市教育情報セキュリティポリシーなど関係規程等を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 セキュリティポリシーに規定された貸出手続の理解不足及び管理職による確認体制が不十分であったことによる誤りであり、改めて適正な管理手順を再確認し、速やかに改善した。 また、記憶媒体の貸出運用及び管理方法の見直しを行い、関係規程について全校に改めて周知徹底を図った。引き続き、研修等を通じ再発防止および適正かつ確実な事務執行の実現に向けて取り組む。	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／4 行政運営事務／(4) 学校評価を適正に行うべきもの 学校評価に関する国のガイドラインでは、評価の結果については広く保護者や地域住民等に公表することと示されており、札幌市では、年度内に学校ホームページ等を利用して公表するよう、各学校に通知がなされている。 これらを踏まえ、各学校においては、評価手続が終了した後、概ね1か月程度で学校のホームページにおいて評価書を公開しているが、令和4年度以降公開されていないものがみられた。 結果を公開する趣旨が、学校運営に関する保護者や地域住民等の理解を深めることなどにあることを踏まえると、評価書の内容については、広く市民が情報を得られるよう通知に即して公表するよう努められたい。
《指摘事項に対する措置》	

別紙

学校ホームページ上での公開状況を定期的に点検及び確認をし、公開されていない学校へは再周知することで学校ホームページの公開の徹底を図る。

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／5 学校運営事務／(1) 学校徴収金事務を適正に行うべきもの 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度において保護者が負担する共済掛金を一時的に保管するため設けられた口座に、経緯がわからない不明金を長年にわたり保管しているものがみられた。 当該口座は保護者から預かった掛金を管理するためのものであり、今後は、共済掛金に係る会計事務について適正かつ正確な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 今後、各学校へ掛金の徴収について通知を行っていく際、万一不明金が発生した場合には直ちに校内で調査を行い、その取扱いの確認を徹底するなど、徴収した掛金の適正な管理について周知を行っていく。	

別紙

(2) 工事監査（令和7年度第2回定期監査）関係

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 快適トイレ設置費用の積算を適正に行うべきもの 今回監査した土木工事において、快適トイレ(*)設置費用の積算に当たり以下の事例がみられた。 ア 「快適トイレ設置試行工事要領」では、快適トイレの運搬費、据付費等は共通仮設費(率分)に含むものと定められているが、快適トイレ設置費用に運搬費等を含めて算出したため、過大な積算となっているもの これらの事例は、当該要領と積算根拠の確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように、設計及び検算審査の各段階におけるチェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。 (*) 快適トイレ:建設現場を働きやすい環境とするため、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ
《指摘事項に対する措置》 「快適トイレ設置試行工事要領」における積算上の注意事項について、職場内の会議により周知徹底を図るとともに、チェックリストに当該項目を加え、決裁時のチェック体制を強化する。	

監査対象	豊平区土木部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 快適トイレ設置費用の積算を適正に行うべきもの 今回監査した土木工事において、快適トイレ(*)設置費用の積算に当たり以下の事例がみられた。 イ 快適トイレ設置費用として消費税を含めた金額を計上し、この金額を含む工事価格に対しても消費税を計上したため、消費税を重複計上しているもの これらの事例は、当該要領と積算根拠の確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように、設計及び検算審査の各段階におけるチェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。 (*) 快適トイレ:建設現場を働きやすい環境とするため、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ

「指摘事項に対する措置」

今後の再発防止に向け、今回の指摘内容を部内に周知し、担当者に対し快適トイレ設置費用の考え方について指導を徹底するとともに、設計者はもとより検算者、審査員および決裁者に対しても十分確認するよう意識付けを行った。さらに、10区土木部など関係部局で構成される会議でも議題として取り上げ、問題意識の共有を図った。

また、今回の指摘を踏まえ、工事費積算時に使用するチェックシートの改訂も行ったため、今後適切な運用を図っていく。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 工事設計／(2) 機器輸送費の積算を適正に行うべきもの 「下水道用電気設備請負工事工事費積算要領」等では、想定される製作工場の所在地から工事現場までの機器等の輸送に要する費用を計上して積算するとされており、輸送費は積算に用いる機器等の重量に対し、輸送費単価を乗じて算出している。 今回監査した設備工事において、蓄電池及び筐体(*)から構成される蓄電池盤の輸送費を算出する際に、蓄電池の重量を含めずに筐体のみの重量で輸送費を算出したため、過少な積算となっている事例がみられた。 機器重量の妥当性についての確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように、設計及び検算審査の各段階におけるチェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。 (*) 筐体(きょうたい):電気機器等を内部に収納するための箱型の容器

「指摘事項に対する措置」

課の積算基準を定めた適用方法において、蓄電池盤は筐体と蓄電池で別々に重量が算出されることがあるという内容を追記するとともに、課内会議等で職員へ周知を行う。

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 工事設計／(3) 設計変更における単価の適用を適正に行うべきもの 「札幌市土木工事積算要領」では、設計変更に関して、工事量の増減における材料・労務単価については、当初設計単価により積算するものとし、新工種が生じた場合で当初設計に該当する単価がないもの

	は、変更時の単価により積算すると定められている。 今回監査した土木工事において、工事量の増加に伴い増員した交通誘導警備員の労務単価について、当初設計単価ではなく変更を指示した時点の単価により積算している事例がみられた。 当該要領に対する認識不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように、当該要領を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 今後の再発防止に向け、今回の指摘内容を部内に周知し、担当者に対し設計変更時の適用単価の考え方について指導を徹底するとともに、設計者はもとより検算者、審査員および決裁者に対しても十分確認するよう意識付けを行った。さらに、10区土木部など関係部局で構成される会議でも議題として取り上げ、問題意識の共有を図った。 また、今回の指摘を踏まえ、工事費積算時に使用するチェックシートの改訂も行ったため、今後適切な運用を図っていく。	

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 工事設計／(4) 小額工事における一般管理費の補正を適正に行うべきもの 「国土交通省土木工事標準積算基準書」では、一般管理費等率について、前払金支出割合が0%の場合は補正係数1.05を乗じると定められている。 また、発注者が契約保証金を必要としない場合は、契約保証に係る一般管理費等率の補正をしないと定められている。 今回監査した土木工事において、以下の事例がみられた。 ア 前払金がない設計金額250万円以下の小額工事の発注に当たり、一般管理費等率の補正係数1.05を乗じていないもの イ 契約保証金を免除した設計金額250万円以下の小額工事の発注に当たり、一般管理費等率を補正しているもの これらの事例は、当該基準書に対する認識不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように、当該基準書を確認するとともに、チェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。
《指摘事項に対する措置》	

今後の再発防止に向け、今回の指摘内容を部内に周知し、担当者に対し小額工事における一般管理費等の補正の考え方について指導を徹底するとともに、設計者はもとより検算者、審査員および決裁者に対しても十分確認するよう意識付けを行った。さらに、10区土木部など関係部局で構成される会議でも議題として取り上げ、問題意識の共有を図った。

また、今回の指摘を踏まえ、工事費積算時に使用するチェックシートの改訂も行ったため、今後適切な運用を図っていく。

監査対象	清田区土木部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／1 工事設計／(5) 熱中症対策に係る現場管理費の補正を適正に行うべきもの 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(通知)」では、近年の猛暑日等の気候状況を考慮した工事現場の熱中症対策費用として、日最高気温30℃以上の日数に応じて現場管理費率の補正が可能と定められている。また、暑さ指数(WBGT)(*)25以上についても同様に扱うとされている。 今回監査した土木工事において、日最高気温30℃以上の日数とWBGT25以上の日数を加算した合計日数により現場管理費率を補正したため、日最高気温30℃以上かつWBGT25以上の日を重複して計上している事例がみられた。 対象日数の確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように、設計及び検算審査の各段階におけるチェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。 (*) 暑さ指数(WBGT): 気温・湿度・日射(輻射熱)・風の要素を取り入れて熱中症の危険度を評価する指標
《指摘事項に対する措置》 積算担当者による積算ミス、チェック者のチェック漏れを防ぐため、以下の措置を行った。 ① 区土木部工事担当係長会議を開催し、区土木部の積算担当者及びチェック者が使用しているチェックシートに本事例を追記することで再発防止を図ることとした。また、この内容を各区土木部に周知依頼した。 ② 当区維持係会議を開催し積算担当者及びチェック者に対して、本事案の原因と再発防止策について周知徹底した。 ③ 区土木部関係部長連絡会議及び10区維持管理課長・管理担当課長会議にて本事例の原因と再発防止策について周知した。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 道路の掘削を適正に実施すべきもの 道路法施行令では、道路を掘削する場合においては、えぐり掘(*)の方法によらないことと定められている。 今回監査した土木工事において、取付管の布設替えを行うため道路を掘削する際に、えぐり掘の方法により掘削している事例がみられた。 受注者の安全管理及び施工管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して指導を徹底すべきであったと考える。 えぐり堀による掘削箇所は、作業時に崩落による危険があること、また、埋戻し時の締固め不足により、将来的な沈下や陥没の要因となり、道路の安全性を損なう恐れがある。今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。 (*) えぐり掘:地表から縦穴を掘った後、その底から横穴を掘る方法
《指摘事項に対する措置》 受注者に対し、えぐり堀を行わないよう「道路法施行令」の厳守について早急に指導を行った。また、発注者は課内会議等を活用して周知するとともに、チェックリストに項目を加え、現場立会の際に確認する。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(2) クレーン作業を安全に実施すべきもの 「土木工事安全施工技術指針」及びクレーン等安全規則等では、移動式クレーン作業中は、つり荷の直下のほか、つり荷の移動範囲内で、つり荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること、直接つり荷に触れないことと定められている。 今回監査した土木工事において、以下の事例がみられた。 ア 労働者がつり荷の落下による危険のある場所で作業を行っているもの イ 労働者が直接つり荷に触れて作業を行っているもの 受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。 これらの事例は、令和5年度第2回定期監査時においても指摘を行っているものであり、指摘に対する措置として、受注者への指導や

	職員への周知、現場監督時のチェック体制の強化が報告されていたにもかかわらず、今回の監査で改善がされていなかったものである。 工事現場における安全の確保は、全てに優先するものであり、安全管理の不徹底は、労働災害の発生リスクを高め、死傷事故の発生が懸念されることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を改めて職員に周知徹底し、更なる再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 受注者に対しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」の厳守について早急に指導を行った。また、今後は工事の着手時に当該事案の安全管理に関して書面で注意喚起を行うほか、現場監督を行う職員に対しては、現場代理人に安全管理を徹底するよう課内会議等を活用して周知するとともに、チェックリストの項目内容を整理し、現場立会の際により注意深く現場を確認する。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(3) 道路上の作業を安全に実施すべきもの 道路交通法では、道路において作業をしようとする者は、作業場所を管轄する警察署長の道路使用許可を受けなければならないと定められており、許可条件として、必要な保安施設及び保安要員の配置方法について記載されている。 今回監査した土木設計業務において、管轄する警察署長の許可は受けていたが、許可条件どおりにセーフティーコーン等の保安施設や保安要員を配置しなかったため、現場労働者の安全が確保されていない状態で測量作業が行われている事例がみられた。 受託者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、委託者も受託者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。 作業現場における安全の確保は、全てに優先するものであり、安全管理の不徹底は、労働災害の発生リスクを高め、死傷事故の発生が懸念されることから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受託者への指導に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 道路使用許可条件が反映された業務計画書の確認についてチェックリストの項目を追記し、現地では業務計画書に基づいた測量作業の実施に努めるよう、受注者への指導に努める。また、これらの対応について、課内会議等を活用し担当者へ周知する。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(4) 皮膚等障害防止用保護具を適切に使用すべきもの 労働安全衛生規則等では、事業者は、皮膚等障害化学物質等(*)を扱う業務に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならないと定められている。 今回監査した建築工事において、当該物質を取り扱っていた労働者が、不浸透性の保護手袋等、適切な保護具を使用していない事例がみられた。 受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して安全管理について指導を徹底すべきであったと考える。 今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。 (*) 皮膚等障害化学物質:皮膚や目から吸収されると、健康障害を生ずるおそれのある物質
《指摘事項に対する措置》 受注者に対し、皮膚等障害化学物質等を取り扱う際の適切な保護具使用の実施を指導した。 また、皮膚等障害化学物質等を取り扱う作業がある場合の関係規則の遵守について、職場内の会議で周知徹底したほか、現場監督時のチェックリストに当該項目を追加した。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 工事監理／(5) 電気通信設備工事に必要な有資格者を適正に配置すべきもの 電気通信事業法では、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続するときは、工事担任者にこれに係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければならないと定められている。 今回監査した設備工事において、電気通信事業者の保安器に通信線を接続するに当たり、工事担任者を配置せずに施工している事例がみられた。 受注者の当該法令に対する認識不足及び発注者の確認不足が原因と考えられる。 今後は、このようなことがないように、発注仕様書に有資格者の配

別紙

	置について明記するなど、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 工事担任者の配置が必要な工事については、発注時の特記仕様書に記載するとともに、施工時においても必要な資格者が配置されているか、確認を行う。	

(3) 財政援助団体等監査（令和7年度第3回定期監査）関係

監査対象	一般社団法人札幌歯科医師会（保健福祉局ウェルネス推進部）
監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの 補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 補助金の経理を行う際には、要綱に基づき、補助対象経費を他の経費と区分し、その支出内容を証する書類を備えておくことになっているが、札幌市未就業歯科衛生士復職事業において、法人の内部取引のため相殺消去される取引であることなどから、そうした書類がないものがみられた。 今後は、要綱に定める経理方法に従い、すべての取引を計上するなど、適正な会計処理に努められたい。 補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 札幌市とも協議した結果、今後については補助金交付要綱第14条を踏まえ、会館使用料についても仕訳伝票を起票することとする。	

監査対象	社会福祉法人札幌みどり福祉会（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの 補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 保育支援者配置補助事業において、交付要綱では、1時間あたりの単価を月の総勤務時間数に乗じた額を補助対象としているが、月の総勤務時間数を誤って補助金の実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの 補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 法人内でチェック体制をルール化し、複数名で書類の確認を行うことで、転記ミス等の防止を徹底した。 過大に受領した補助金について、札幌市に対し返還予定。	

監査対象	社会福祉法人光華園（子ども未来局子育て支援部）
------	-------------------------

別紙

監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの 補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 保育支援者配置補助事業において、交付要綱では、1時間あたりの単価を月の総勤務時間数に乗じた額を補助対象としているが、月の総勤務時間数を誤って補助金の実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの 補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 チェック体制を強化し、複数名で書類の確認を行うことで、転記ミス等の防止を徹底した。 過大に受領した補助金について、札幌市に対し返還予定。	

監査対象	社会福祉法人札幌みどり福祉会（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの 補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ウ 時間外保育促進事業において、生活保護世帯等に対する利用料を減免していないにもかかわらず補助金の交付対象として計上したため、利用料収入と補助金が重複しているもの 補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 時間外保育利用状況表の作成時に、減免対象者には丸印を付けて金額を半額にする処理を行うべきところ、作成担当者が照合を失念したことにより過大徴収が発生した。 既に対象となる4児童の保護者に連絡し、過大徴収額は全額返金済み。 利用状況表の作成後は、札幌市から交付される減免対象者一覧を用いて必ず職員2名で丸印と金額の減免を照合し、誤りがないことを確認した上で保護者への請求処理を行うよう、各園の園長に文書で通知する。	

監査対象	社会福祉法人札幌みどり福祉会（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の 指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの

別紙

	補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 エ 保育支援者配置補助事業において、補助対象以外の業務を補助対象業務と誤認し、それに従事した勤務時間を含めて、補助金の実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの 補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
≪指摘事項に対する措置≫ 交付要綱を確認し、該当するか判断ができない場合は札幌市へ確認するよう徹底するとともに、複数名で書類の確認を行うことで、転記ミス等の防止を徹底した。 過大に受領した補助金について、札幌市に対し返還予定。	

監査対象	社会福祉法人札幌みどり福祉会（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの 補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 オ 食物アレルギー児保育事業において、令和6年10月には食物アレルギーの個別食を提供していないにもかかわらず、確認不足等により実績報告時に提供した旨の報告をしたため、補助金が過大となっているもの 補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
≪指摘事項に対する措置≫ 実績報告にあたり、実態に基づいた報告を行うよう職員に周知徹底を図った。また、複数名で書類の確認を行う体制を強化した。	

監査対象	社会福祉法人光華園（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の指摘事項	1 財政援助団体監査／(1) 補助金に関する事務を適正に行うべきもの 補助金に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 カ 時間外保育促進事業において、実施要綱で1日につき15分以上の時間外保育を利用した児童を補助対象としているが、一部の保育園において、15分未満の利用者も含めて実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの キ 同事業において、利用回数の集計を誤って実績報告をしたため、

別紙

	補助金が過大となっているもの 補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 補助金の実績報告書を提出する際、二重確認を怠っており、確認不十分な状態で提出してしまった。 修正した内容で、実績報告書を再提出し、過大に受け取った補助金の戻入を行う。 今後は、チェック体制を強化し、誤りをなくしていく。	

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(1) 職務執行報告を適正に行うべきもの 代表取締役及び業務執行取締役は、会社法の規定に基づき、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないが、議事録をみる限り、そうした報告の有無について明確に記載されておらず、その事実確認ができなかった。 法令上、職務執行報告を省略することはできないため、報告を行った際にはその旨を議事録に記載しなければならない等、今後は、関係法令について職員の理解を十分に深め、適正に報告を行われたい。
《指摘事項に対する措置》 議事録の記載として、代表取締役あるいは業務執行取締役から業務執行状況の報告がなされている旨が明確に分かるよう留意するほか、代表取締役が議長を行いながらも、適宜自ら報告等を行う機会を設けるなど、今回ご指摘いただいた疑義が生じないよう取締役会を運営する。	

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(2) 登記事務を適正に行うべきもの 会社法の規定に基づき、登記事項の変更が生じた場合に変更登記をしなければならないが、法定期間である2週間以内に登記がなされていない事例が散見された。 今後は、法令を遵守するためにも、業務フロー等を見直すなど、適正な事務を執行されたい。
《指摘事項に対する措置》 会社法を遵守し、適正に登記事務が行われるよう対応する。	

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の	2 出資団体監査／(3) 月次損益計算書の報告を適正に行うべきもの

別紙

指摘事項	当法人の会計規程では、毎月分の損益計算書を作成し、原則翌月末日までに社長に報告することとされているが、令和6年10月分を最後に報告がなされていなかった。 今後は、同規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 派遣社員を配置するなどし、社内規程に基づく適切な報告を行うことができる体制を整えた。	

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(4) 旅費に関する事務を適正に行うべきもの 旅費に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 当法人の旅費規程では、旅費の精算は帰任後5日以内にしなければならないが、期日内にこれが行われていないもの イ 同規程では、旅費の精算を行うときは、その支出に伴う領収書を提出しなければならないが、その証跡が残っていないもの 今後は、同規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 ア 旅費規程の周知及び経理部門における期間内の精算管理を徹底する。また、システムの活用や法人カードの導入による精算業務の効率化を行う。 イ 処理の完了した文書等については、速やかに決められた場所へ保管し、ファイリングすることを徹底する。	

監査対象	公益財団法人札幌市公園緑化協会（建設局みどりの推進部）
監査委員の指摘事項	2 出資団体監査／(6) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際は、法令等により自らを排出者として委託契約書を取り交わすことが義務付けられているが、公園内の雨水枳清掃業務において発生した産業廃棄物について、これを清掃業務の受託者に処理させているものがみられた。 産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。 今後は、産業廃棄物処理の委託に関連する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

《指摘事項に対する措置》

産業廃棄物処理の委託業務における仕様書には、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分許可の保有が条件であることを記載する。

受託業者が許可業者であるかの確認を複数人で行う。

産廃処理には法の基準を満たす契約書を確実に交わす。

今回の指摘事項を原因・改善策について、関係職員に周知し、法令を遵守した業務執行の徹底を促す。

監査対象	一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(1) 報酬等の支給を適正に行うべきもの 採用予定職員の面接等に出席した役員に対して、当法人の規程に示されていない額の報酬等が支給されていた。 今後は、同規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 手当支給の判断に際して、根拠規定の確認を必須とすることを職員に周知徹底し、担当者・決裁者のチェック体制を強化した。また、役員に対しても規程の内容を改めて周知し、適正な運用と再発防止に努めることとした。	

監査対象	一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(2) 契約に関する事務を適正に行うべきもの 特定の事業者が発注した業務の委託契約において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 予定価格調書を作成すべきところ、これがないまま、また、見積書を徴取していないもの イ 時価に比して著しく有利な価格と判断して契約を締結しているとのことだが、その根拠となる資料がなく、また、そのように判断したことが文書上に記録されていないため、随意契約の理由が不明確なもの 今後は、関係規程等についての職員の理解を十分に深め、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 ア 関係職員に対し、会計規程の該当部分を再確認させるとともに、規程に基づく適正な手続きを徹底するため、担当者・決裁者のチェック体制を強化した。また、事	

務局長会議で規程の確認、遵守を周知した。なお、令和8年度の契約から、予定価格調書の作成と見積書の徴取を行っている。

イ 当法人の会計規程を一部改正し、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号と同趣旨の規定を新設して、随意契約できる理由を明確にした。令和8年度の契約から改正規程に基づく随意契約の理由を文書に明示した。

監査対象	一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（中央区市民部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(3) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの 産業廃棄物の収集運搬・処分の委託において、契約書に明記されていない種類の産業廃棄物の処理を委託しているものがみられた。 産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。 今後は、産業廃棄物処理の委託に関連する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 今回指摘を受けた契約に関しては、契約書に廃棄物の種類などの記載が一部漏れていたが、実際の廃棄物の種類・金額については、業者と合意が取れており、金額に間違いがないものであるため、契約書の改定は行わないこととしている。しかし、今後、産業廃棄物処理業務を行う場合は、業者から見積書を受領した時点で廃棄物の種類と単価を必ず複数人で確認することとし、契約書に定めていない廃棄物の種類がある場合は契約改定を行ったうえで業務を発注することを徹底する。	

監査対象	一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（清田区市民部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(4) 文書管理を適正に行うべきもの 役務契約の履行検査に係る調書が所在不明となっているものがみられた。 今後は、文書管理の重要性についてあらためて周知するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 保管簿冊から書類を取り出す際は必ず複数職員で確認し、日付・返却予定日・担当者名・確認者名を記載した付箋を貼付する運用とする。返却時も複数人で確認し、所定の場所へ確実に戻す体制を徹底する。これらの手順は係会議等で定期的に周知し、文書管理の属人化を防止し再発防止を図る。	

監査対象	札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ（建設局総務部）
監査委員の 指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(5) 消防用設備の維持管理を適正に行うべきもの 建築物には、その使用目的に応じて法令で定められた基準に従い消防用設備等を設置し、火災時に機能を発揮できるよう維持管理することが義務付けられており、不良が確認された場合は、速やかに改善しなければならない。 しかし、一部の駐車場において、点検により不良が判明したにもかかわらず、長期に及び改善が実施されず、消防署による改善指導を受けた後においてもなお、是正が図られていなかった。 火災時に消防用設備が正常に動作しなければ生命財産への深刻な被害につながるおそれがあることから、今後は不良箇所について速やかに改善し、維持管理を適正に行うよう努められたい。
《指摘事項に対する措置》 指摘事項の不備については是正済み。 今後は消防設備点検結果報告の課内共有と迅速な是正工事を行うとともに、札幌市にも適宜報告・共有しながら管理運営を行う。	

監査対象	札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ（建設局総務部）
監査委員の 指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(6) 駐車料金の減免に関する事務を適正に行うべきもの 駐車料金の減免に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 札幌市自転車等駐車場管理実施要領では、減免申請の際に駐車料金減免申請書を提出することとされているが、当該申請書の提出なく減免しているもの 今後は、関係規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 何らかの理由で申請書の記入・提出を拒む利用者に対しては、減免適用にならない旨を丁寧に説明することを基本とし、状況に応じて係員が代理記入等を行うなど対応する。	

監査対象	大通周辺自転車等駐車場利用推進グループ（建設局総務部）
監査委員の 指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(6) 駐車料金の減免に関する事務を適正に行うべきもの 駐車料金の減免に関する事務において、以下のとおり不適正な事例

別紙

	がみられた。 ア 札幌市自転車等駐車場管理実施要領では、減免申請の際に駐車料金減免申請書を提出することとされているが、当該申請書の提出なく減免しているもの イ 同要領では減免の対象とならないものについて、減免しているもの 今後は、関係規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 ア 何らかの理由で申請書の記入・提出を拒む利用者に対しては、減免適用にならない旨を丁寧に説明することを基本とし、状況に応じて係員が代理記入等を行うなど対応する。 イ 減免対象者は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている者のみであることを、駐輪場係員に改めて指導教育を行い、判断に迷う場合は確認した上で対応する。	

監査対象	みどりみらいプロジェクトグループ（北区土木部）
監査委員の指摘事項	3 公の施設の指定管理者監査／(7) 指定管理業務に係る収支報告を正しく行うべきもの 指定管理業務に係る収支決算書において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 指定管理費収入が、実際の入金額よりも少なく計上されているもの イ 利用料金収入に自主事業収入の一部が二重計上されているもの 収支決算書の作成に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。
《指摘事項に対する措置》 ア 決算時には指定管理費用の確定金額との照合を行う。金額変更が生じる際は、余裕をもって経理作業ができるよう札幌市と早めに協議していく。 イ 利用料金収入と自主事業収入を区分して集計できるよう、内訳書に自主事業収入用の集計欄を追記し重複計上を防ぐ。	

2 意見（要望）事項に対する対応（令和7年度監査報告第6号に掲載された意見（要望）事項に係るもの）

(1) 事務監査（令和7年度第2回定期監査）関係

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／1 契約に関する事務について (1) 役務契約の仕様について ア 特定医療費支給認定等に係る業務において、提出された申請書類の確認や整理等を業務委託により行わせているものの、申請書のシステム入力等については委託業務の対象とはしておらず、職員が行っていた状況がみられた。 一連の作業を連続して行うことにより、業務の効率化を期待することができ、また、システム入力等についても作業を委託している自治体があることを踏まえると、今後の契約においては、業務の効率化に留意した見直しを検討するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 書類整備等業務については、職員の負担軽減や、一連の業務の流れを委託化することによる効率化を目的に、年々対象業務範囲の拡大を行っているものの、システム入力や保険者への照会等、職員が対応している業務も多い状況である。 今後の契約においても、他自治体の例を参考に引き続き委託業務の拡大を検討し、業務の効率化を目指していく。	

監査対象	保健福祉局衛生研究所
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／1 契約に関する事務について (1) 役務契約の仕様について イ 試験管等の洗浄業務に係る仕様書において、作業に使用する洗浄剤については、品名・規格を指定のうえ受託者が調達する内容としていた。 しかし、試験管などガラス器具等の洗浄作業に使用できる洗浄剤はほかにもあることから、コスト削減の観点からは、他の洗浄剤についても採用する余地はないか検討することが適当であると考えます。 今後は、仕様書において同等品も可能とするなど、品質を維持したうえで契約額を抑制する措置を講じることについて検討するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 指定した洗浄剤以外のものでも使用可能であることを確認したため、令和8年度の契約から同等品を可とする仕様書へ変更した。	

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の 意見（要望） 事項	第2 意見（要望）事項／1 契約に関する事務について (2) 予定価格の積算について イベントの運営管理に係る業務において、広報に係る費用の積算に必要な前提条件の一部が明確でないまま、予定価格が積算されているものがみられた。 広報媒体の種類等により広告料は大きく異なることなどを踏まえると、予定価格をより正確に積算するためには、条件を具体的に定めたいうで行うことが適当であると考えます。 今後は、予定価格の設定の妥当性を組織として判断できるよう、条件等については明確にしたうえで、挙証書類として参考見積書等を起案に添付するなど、契約手続の正確性を意識した事務の執行に留意するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 今後は、予定価格をより正確かつ適正に積算するため、仕様書作成の段階で広報媒体の種類（テレビ・ラジオの別）やそれぞれの回数などの諸条件を明確に定める。 さらに、その具体化した要件に基づいて事業者から参考見積書を徴取し、起案文書に必ず添付することを徹底する。 これにより、積算根拠の透明性を高め、組織として予定価格設定の妥当性を客観的に判断できる契約手続を行う。	

監査対象	子ども未来局児童相談所
監査委員の 意見（要望） 事項	第2 意見（要望）事項／1 契約に関する事務について (3) 物品購入に関する事務について 同じ品目の物品について、規格が異なることを理由に3回に分けて連続して調達しているものがみられた。経済性の観点から、同品目を集約して一括で調達することにより経費の節減を期待できることから、今後は調達の時期や方法をより適切に判断するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 今後は担当者が事前に計画を立て、調達の必要性・数量について精査の上、調達方法を検討する。また、決裁者も調達の内容・方法について、詳細に確認する。さらに、係会議等で定期的に全職員に周知する。	

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の	第2 意見（要望）事項／1 契約に関する事務について

別紙

意見（要望） 事項	(4) 契約方法の決定について 類似した内容の健診業務について、それぞれで一般競争入札により役務の調達を行っているものの、いずれの契約も応札が1者のみである状況が認められた。 競争を確保する観点からは、当該調達は妥当ではあるものの、一般競争入札により公正性と透明性が確保されていることを踏まえると、業務を履行できる者に限りがあるなど今後も他者の参入が見込まれない場合には、契約事務の効率化の観点から業務を一括して調達することも検討するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 心臓検診業務については、近年の入札参加状況から今後も他者の参入が見込まれないこと、小中学校と高等学校等とで検診内容に大きな違いがなく、一括して調達することが可能なことから、令和8年度より業務を一本化して発注する予定である。	

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の 意見（要望） 事項	第2 意見（要望）事項／1 契約に関する事務について (5) 業務内容の事前確認について 一定の期間にわたって複数回実施することを予定した委託業務において、受託者が実際に行った回数と仕様書により定めた回数が大きく異なっていたものがみられた。 このような場合には、実施回数を変更しても業務の履行に支障がないことを記録として残すなど、その妥当性を組織として後日検証できるよう措置することを要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 このような場合には、業務の履行に支障がないかを組織的に検討・判断し、その内容を記録として残すなど、その妥当性を後日検証できるようにする。	

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の 意見（要望） 事項	第2 意見（要望）事項／1 契約に関する事務について (6) 個人情報の取扱いに関する事務について 役務契約において、個人情報を取り扱わない事務であるにもかかわらず、個人情報の保護に係る記載及び特定個人情報等の取扱いに関する特記事項を契約書等に定めているものがみられた。 個人情報を取扱う事務は、個人情報保護法の改正に伴い運用が厳格化されており、個人情報を取扱わない事務に対し契約書等に定めることは、受託者に過度な負担を求めることとなるなど、非効率になりかねない。

	今後の契約書等作成に当たっては、その役務契約が個人情報を取扱う事務か否かについて、より適正に判断されることを要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 次年度の契約事務を進めるにあたって契約書を見直し、本来不要であった、個人情報保護に係る記載及び特定個人情報等の取扱いに関する特記事項を削除した。 今後は適正に契約書等を作成するよう徹底する。	

監査対象	保健福祉局総務部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 補助金に関する事務について (1) あったか応援資金債権管理事業は、過去の石油製品の価格高騰に対する低所得者向けの緊急対策として、札幌市社会福祉協議会に原資を貸付け、対象市民へ燃料購入費用の貸付けを実施した事業について、その後同協議会が行っている債権管理に関して、事務費等の補助を実施しているものである。 しかし、償還期限から相当期間経過している現状においては、債権の回収額が事務費として交付している補助金の額を大きく下回っている状況が認められた。 公平性の観点を踏まえると、債権回収の重要性は十分理解できるものの、現時点では、債権管理事業に対して補助を行っても、金額に見合う効果を見込むことができない状況であることから、引き続き債権管理事務の進め方等について社会福祉協議会と協議を重ねるなど、補助の実効性の確保に向けて取り組まれるよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 ここ数年は物価高騰等の影響により償還状況は落ち込んでいるものと考えているが、借受人には生活保護を受給されている方も多いことから、区保護課とも連携を密にしながら、様々な手法により催告等を継続しているとともに、債権管理事務の規模等については適宜検討を行っており、今年度も催告書の送付回数の見直しなどを行ったところ。 また、当該補助金は、人件費や債権管理システム運用など固定的な経費がその内訳の多くを占めており、これらは適正な債権管理を実施するためには必要な額と考えているが、近年の償還状況等も踏まえながら、補助の実効性が確保されるような債権管理事務の進め方等について、同協議会とも協議を重ねた上で引き続き検討していく。	

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 補助金に関する事務について (2) 医療機関による診断書登録のオンライン化を支援するための補助金において、申請件数が極端に少なく、予算の執行率が1割を切って

	いる状況がみられた。 オンライン化の推進は、医師の負担が軽減されることに加え、自治体における事務の効率化にも十分な効果が見込まれるものである。 他の自治体では、補助金の申請期間を可能な限り長く設定するなどの対策を講じているところもあり、今後は、これらの事例を参考にしながら、有効に補助金を活用してもらうための取組を検討するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 今後は他自治体の例を参考に、申請期間を見直す等の対策を検討し、オンライン化を推し進められるよう対応していく。	

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 補助金に関する事務について (3) 複数の補助金の交付要綱において、交付申請又は事業完了後の実績報告における添付書類や補助金を減ずる場合の取扱いが要綱本文に定められていないものがみられた。 要綱は、交付に係る手続の対象等に関するルールを定めたものであることから、組織として交付決定の妥当性を審査する際の基本となるものである。 今後は、制度上、最も重要な部分である補助金額の確定に係る内容については、要綱の本文に明記し、決裁時に確認するなど、適正かつ確実な事務執行の確保に向けて取り組むよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 事務処理上の誤りを防ぎ、確実な事務執行を確保する観点からも、今後、各補助金交付要綱を改正するタイミングに合わせて、添付書類や補助金を減ずる際の取扱いを要綱本文に明記する。	

監査対象	保健福祉局保健所
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 補助金に関する事務について (4) 調理師団体が行う普及啓発・研修事業に対する補助金において、計算式など算定額が明確ではない資料に基づき交付決定を行っていたものがみられた。 補助金額自体に誤りはなかったものの、積算資料に基づき金額等の妥当性を判断することから、今後は、交付要綱等に即して事務処理が行われているか組織として確認できるよう、起案文書に添付する積算資料などについては正確なものとなるよう要望する。

「意見（要望）事項に対する対応」

当該団体に対して、計算式及び算定額が明確となる積算資料を提出するよう指示した。

また、審査段階においては、積算資料の検算などにより、確認を徹底する。

監査対象	経済観光局産業振興部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 補助金に関する事務について (5) 職業体験のイベントに係る補助金について、関係規程に基づく実績報告の審査等は実施されているものの、来場者数が開催計画の予定数に達していないことについて当該審査の起案文書等に記載されていないなど、補助金の効果を具体的に検証しているとまでは認められない状況であった。 補助金の活用状況について、客観的な指標に基づき効果を確認することは重要であり、このことは平成21年度の包括外部監査においても、意見として付されたところである。 今後は、指標を設定して事業の効果を確認するなど、効果測定に留意して補助金の審査を行うとともに、当該審査の結果については起案文書等の記録として残すなど、その妥当性を組織として後日検証することができるよう措置することを要望する。
「意見（要望）事項に対する対応」 令和7年度は、事業完了報告を受ける際に、来場数についての見解（予定数に達しなかった場合にはその原因）を併記いただき、確定起案時に分析内容を記載する。	

監査対象	経済観光局産業振興部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 補助金に関する事務について (6) 展示会への共同出展等の事業に対し交付している補助金について、出展企業数は年々減少傾向にあるものの、実績報告に係る起案文書等からは、その原因の分析等を行っているとは認められない状況であった。 上記(5)のとおり、客観的な指標に基づく効果検証及びその結果の記録は重要であることから、これらに留意した事務の執行に努めるよう要望する。 また、当該補助金は、国内販路拡大などを目的とするものであるため、単年度で有効性に係る効果検証を行うことが難しいことは理解できるものの、中長期的観点から検証することは重要であると考えられる。 今後は、補助金はその目的に合致していたものであるか適時検証を

	行うなど、補助目的が効果的に達成されることに留意した運用に努められたい。
《意見（要望）事項に対する対応》 販路拡大事業については、成約額が主な有効性の指標となるが、出展機会の提供により新たな取引先の開拓や過去の出展を契機として成約となった既存の取引先との取引を発展させるなどの副次的な効果もあることから、出展ブース来場者数などその他の指標についても総合的に勘案し、有効性について検証する。	

監査対象	経済観光局産業振興部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 補助金に関する事務について (7) 商店街の集客力アップ事業に係る補助金について、交付申請書に記載された数値目標が実績報告書において記載がないにもかかわらず交付しているものがみられた。 当該数値目標については、商店街による主体的な自己評価を促しているもののことであるが、補助金の有効性をより正確に評価するためには、事業完了報告の内容を交付要綱等に基づき確認することに加え、申請者が定めた目標が実現されたか検証することも重要であると考ええる。 補助金の有効性の評価においては、数値等の客観的な指標に基づき行うことが適当であると考えられることから、今後は、数値目標など客観的な指標に基づき補助金の審査を行うなど、補助金の有効性をより意識した事務執行に取り組むよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 補助金の確定事務は規程に基づき適切に行われているものの、申請書に記載していた事業の努力目標に対応する結果（振り返り）が報告書に記載されていなかったことから、報告書の結果記載欄の上に同目標を転記させる欄を新設することで、申請者が自ら設定した努力目標についての検証を促す。	

監査対象	保健福祉局衛生研究所
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／3 調査研究活動における外部資金の活用について 地方衛生研究所が行う調査研究活動は、行政施策の裏付けとなるエビデンスの構築を目的とする重要なものであるが、厳しい財政状況下において、研究予算の十分な確保が難しい状況が認められた。 他の自治体においては、国の科学研究費補助金等の競争的資金により研究活動を行っている事例や、企業等からの委託を受けて研究に取り組んでいる事例もあることから、今後は、札幌市においてもこのよ

	うな研究を含めた研究活動の更なる推進に向けた検討を行うよう要望する。
≪意見（要望）事項に対する対応≫ 外部資金を活用した研究は重要と考えており、今後も、研究体制等を踏まえつつ、可能な限り推進するよう努めてまいります。	

監査対象	財政局財政部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／4 基金の運用に関する事務について 基金の運用は、法令の規定に従うほか札幌市基金管理運用方針等に基づき、確実かつ効率的に行うこととされている。 実際の運用に当たっては、確実性の高い預金により保有するほか、国債など低リスクのものに限定した債券による運用も行っている。予期せぬ基金充当に備え、すぐに現金化できる流動性の高い預金を十分に確保することにより、債券は満期保有を原則とした運用を行っているため、元本の償還は保証されているとのことであった。 債券については、主に長期(20年債)の償還期間によるラダー型(*)で運用しており、金利変動リスクを平準化し一定の運用効率を確保しているとのことだった。一方、近年は余剰資金を活用し、中期的な債券(2~5年債)も保有しており、これらの償還日の到来により今後も継続的に中期債に再投資するか検討する時期が近づいているが、運用実績の定期的な評価、検証が十分に行われていることを確認するまでに至らなかった。 厳しい状況にある札幌市の財政運営において、基金を活用して少しでも多くの運用収入を得ることは重要である。今後においても、確実性の確保は前提としたうえではあるが、収入増につながる機会を逸失することのないよう、特に現在取り組んでいる中期債での運用について、利回り等の運用実績を適時評価、検証しつつ、金利等の市場動向の変動も踏まえて基金運用のあり方について検討を行い、次期運用方針に反映し組織内で共有するなど、収益性の向上を目指した効果的な資金運用に努めるよう要望する。 (*)ラダー型運用:残存期間毎に均等に分散して債券を保有する運用方法。金利の変動リスクを平準化し、収益性もある程度確保することを目的とした方法であり、定期的に一部の債券が償還されるため、必要な時に資金を得やすいという流動性のメリットもある。
≪意見（要望）事項に対する対応≫ 基金の運用は、地方自治法や地方財政法、また札幌市基金条例といった関係法令に基づき、国債や地方債といった債券や預金、市会計間の資金融通のための繰替運用を	

行っている。

その中で、各基金の性格に応じて20年債の債券購入による長期運用と、運用期間が1年未満である預金や繰替運用による短期運用により、バランスを図った管理運用を行っている。

近年では、基金残高が増加傾向にあることや、繰替運用先となる歳計現金の資金見通しにより、短期運用金の一部を、2年債や5年債の債券購入に振り替えている。

今後は、この短期運用から長期運用に振り替えた2年債や5年債による運用効果額を検証するとともに、繰替運用の必要所要額の精査を行った上で、2年債や5年債の償還債券の再投資や、さらなる追加運用など、運用元本となる基金残高を損なうことがない範囲内で、安全かつ効率的な運用を検討していく。

監査対象	経済観光局産業振興部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／5 公有財産の管理に関する事務について 財産の貸付けの「適正な対価」について、通常は市場価格（時価）と解されており、札幌市では、土地については、固定資産評価額に準じて評価した価格を公有財産台帳に登録すべき価格とし、当該価格に基づき貸付料を算定することを要領で定めているところ、地下鉄駅の近辺に所在する土地の貸付料について、公有財産台帳登録価格に基づき算定した額よりも低額で貸し付けているものがみられた。 これは、地価の上昇に伴い当該登録価格が前年度に比べて大きく上昇したにもかかわらず、貸付けを継続する場合には、前年度貸付料に一定の倍率を乗じた額を上限とすることができるとの要領の調整措置の規定を適用したことによるものであるが、当該規定を適用した理由等について、起案文書等には明記されていなかった。 今後は、検討結果を起案文書等に記載するなど、事務の妥当性を後日検証することができるよう措置することを要望する。 また、本件土地のように将来的に利活用が見込まれるものについては、現地調査等を行う際には、財産の保全に関する項目に加えて、周辺の立地環境や特性等についても確認を行うなど、利活用の検討に資する手法の導入についても考慮されたい。
《意見（要望）事項に対する対応》 令和8年度の契約更新時より、調整措置を適用した理由を起案に明記した。 今後も引き続き、土地の将来的な利活用について、周辺の立地環境や特性等についても確認を行ってまいりたい。	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の	第2 意見（要望）事項／6 校地の使用承認に関する事務について

意見（要望） 事項	校地に通勤の用に供する自家用車を駐車させることについては、札幌市立学校の自家用車に係る校地使用事務取扱要綱において、市立学校の職員のうち一定の要件を満たす者を対象として承認することとしているが、ミニ児童会館等の校地内にある他の施設の職員の駐車を認めているものがみられた。 現在、学校職員以外の者の校地使用が想定されていない状況にあるが、札幌市では、市有建築物の配置基本方針において学校の複合施設化や空き教室の有効活用等を定めていることから、今後は、校地内に学校以外の施設等の整備が進むことが見込まれる。 については、児童、生徒の安全や教育活動への影響に留意しつつ、公有財産である校地の適正かつ有効な利用を図るため、校地内にある他の施設等の職員への校地使用の承認にあたっては、制度所管部と協議しながら進めるよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 各校に対し、学校敷地内における自家用車駐車に係る実態調査に係る照会を実施しているため、この回答を踏まえ、各校における通勤の用に供する自家用車に係る校地使用の実情を精査し、必要な対応を検討する。	

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の 意見（要望） 事項	第2 意見（要望）事項／7 市立学校における理科実験用薬品等の管理について 標記薬品等の管理について、今回の監査においても、受払簿の記載誤り等の不備がみられた。 通知や研修等を実施するなど、教育委員会全体で是正に向けて取り組んでいることは認められるが、それでもなお不備が発生している現状を踏まえると、各学校の状況を個別に確認のうえ、それぞれの実情に即した対応策を検討することも必要であると考えます。 薬品の適切な管理は、児童生徒が安全に観察、実験を進めることにつながるものであることから、例えば指導主事による指導・助言等を強化するなど、不備の是正に向けてより効果的な取組を進めるよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 理科実験用薬品の適正管理は児童生徒の安全と学習充実に直結するため、不備が続く現状を重く受け止め、指導主事による専門的な指導・助言を強化する。具体的には、教）学校支援課と連携した管理説明会をオンデマンド化し、各校が自校の実情に応じて繰り返し確認できる体制を整えるとともに、理科専科教員等の研修では安全管理を重点項目に据え、受払簿の記載漏れ防止に向けたリスクマネジメントに係る内容	

を研修項目に位置付ける。さらに、学校訪問等の機会を捉え、管理状況の聞き取りや各校の実装に応じた助言に努めることで、事務の正確性と安全性の向上を図る。

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／8 SAPICAの使用等に関する事務について 相談支援パートナー事業における相談支援パートナーの移動の用に供するため、事業実施校に対しSAPICAを貸与しているが、貸与先で長期にわたり使用されていないものが見られた。 不用な金券を保有し続けることは、市の財産活用の観点から疑義があり、また、貸与先において無用な金券の管理事務を生じているため、金券類の有効活用や管理事務の効率化の観点から、貸与方法等について再検討するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 各校へ、相談支援パートナー事業におけるSAPICA使用について使用希望調査を行った。「使用予定なし」と回答した場合については、カードと使用簿を回収する。また、回収枚数により、貸与方法について検討を行う。	

監査対象	子ども未来局子育て支援部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／9 営業車チケット及びSAPICA等の管理体制について 営業車チケット及びSAPICA等に係る受払及び使用について、部内全般で不適正事例が発生し、管理する部庶務担当課もこれを把握できない状況がみられた。 子育て支援部は部庶務担当課で部チケット簿冊受払簿と部SAPICA等使用簿により関連する大量の金券類を一元的に管理しているが、今回の定期監査の結果等を踏まえ、不適正事例の再発防止につながる、より実効性の高い管理体制を検討するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 営業車チケット及びSAPICA等の管理について、従来から部庶務担当課において部チケット簿冊受払簿と部SAPICA等使用簿により関連する大量の金券類を一元的に管理していたが、大量であるがゆえに管理がしきれず不適正な事例が発生してしまったため、令和8年度より金券類の管理は原則どおり各課管理とすることとした。 各課管理とした際にも同様の事例が発生しないよう、事務分担について各庶務担当課と打ち合わせを行い、改めて金券類の取扱いに係る各要領・規則等を共有した。	

別紙

監査対象	保健福祉局総務部
監査委員の 意見（要望） 事項	第2 意見（要望）事項／10 附属機関に関する事務について 令和3年3月に策定した札幌市成年後見制度利用促進基本計画は、札幌市地域福祉社会計画審議会の審議を経て制定されたものであり、令和5年度までの3か年を計画期間とし、研修の受講人数、本人・親族申立ての報酬助成件数等を成果指標として定めているが、計画期間終了後に開催された審議会において、これまで数値目標に関する最終報告を行っていない状況が認められた。 社会の高齢化に伴い成年後見制度の利用の増加が見込まれる中、制度利用の更なる促進を図るためには、有識者や実務経験者等の意見を聴取し、政策に反映することは有用と考えられることから、今後は、政策の実効性をより高めるために、審議会への報告等については適時・適切に行うよう要望する。
≪意見（要望）事項に対する対応≫ 令和8年3月に開催した令和7年度札幌市地域福祉社会計画審議会にて報告を行った。 今後も審議会への報告については適時・適切に行う。	

監査対象	保健福祉局衛生研究所
監査委員の 意見（要望） 事項	第2 意見（要望）事項／11 地域保健関係職員の人材育成等について 国から発出された通知においては、地方衛生研究所は、保健所の職員、市町村の地域保健関係の職員その他地域保健に関する関係者の人材の養成及び資質の向上を目的とした研修指導等を行うことが示されているところ、近年、このような研修等の実績がない状況が認められた。 公衆衛生の向上のためには、関係職員の専門的知識の取得は不可欠であることを踏まえると、今後は、衛生研究所の有する専門的知見を活用した研修等の実施について検討を進めるよう要望する。
≪意見（要望）事項に対する対応≫ 関係職員の研修、連絡会議及び研究発表会など、様々な方法によって人材育成を進めるよう努める。	

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の 意見（要望）	第2 意見（要望）事項／12 学校職員の自家用車の公用使用について

事項	学校職員が自家用車の公用使用を申請する場合は、運転前にアルコール検査を行うことが定められており、例外として一定期間飲酒をしないことが明らかな場合などに検査を省略できると定められているところ、公用使用全体の多くがこの場合に該当するものとして省略している学校がみられた。 飲酒については、行動等から確実に判断することが困難であり、飲酒運転による交通事故が今なお社会問題となっている現下の情勢を踏まえると、上記例外規定の適用に際しては、各学校において勤務状況を十分確認することはもとより、要件についてもやむを得ない事情がある場合に限定するなど、厳格に運用される制度となるよう要望する。
≪意見（要望）事項に対する対応≫ アルコール検査の省略事由を含めた自家用車の公用使用を承認する際のアルコール検査について定めた「札幌市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱に定めるアルコール検知器による検査の取扱いについて」を改正し、アルコール検査を省略することができる事由をより具体化した。具体的には、「健康上の理由又は飲酒の習慣がなく、飲酒をしないことが明らかな場合」について省略できるのは、疾患やアルコールアレルギー等の医学的理由により、恒常的に飲酒が不可能な場合と明記したほか、省略する場合の留意事項等を整理し、実効性を確保した。あわせて、各校長に対し、法令や各種要綱に基づいた適切な事務処理を徹底するよう周知を行った。	

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／13 学校等におけるICTの活用について 今年に入り、市内の学校で職員が指導要録を誤って廃棄した事故が発生した。 他の台帳により卒業証明の発行は可能であるものの、個人に関する重要な記録が消失したことは、個人情報取扱いに対する市民の信頼を大きく損ねるものと言わざるを得ない。 今後、各学校で再発防止を図るためにも、校内での点検や指導主事による指導等の取組に加えて、指導要録の電子化などICTを効率的に活用した対応策を検討するよう要望する。
≪意見（要望）事項に対する対応≫ 指導要録の電子化を現行の校務支援システムで実現するには、追加コストや学校への業務負担が大きいと、令和10年度更改予定の次期システムでの実現に向けて、運用面も含め検討を進めている。	

監査対象	教育委員会学校教育部
------	------------

別紙

監査委員の 意見（要望） 事項	第2 意見（要望）事項／14 コミュニティ・スクール推進事業について コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)の在り方を検討するため、令和4年度から検討委員会を5回開催しているが、議事概要が公開されていないものがみられた。 コミュニティ・スクールに対する保護者や地域住民等の理解を深めるためには、委員会においてどのような議論があったか公表することは有用であることから、今後は、市民が参画する事業については、情報の公開についても留意して推進するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 コミュニティ・スクールの在り方検討委員会の小グループでの協議については、これまで議事作成を作成せず、協議内容をコミュニティ・スクールの在り方の資料に含めていたが、今後は協議内容についても議事概要を作成していく。	

(2) 工事監査（令和7年度第2回定期監査）関係

監査対象	豊平区土木部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／1 特記仕様書への作業条件の明示について 今回監査した土木工事において、発注者が指定する新工法(*)には品質確保のため作業時の温度帯が設定されていたが、この温度帯を下回ることが予想される時期に発注するにも関わらず、特記仕様書に作業時の温度帯について記載されていない事例がみられた。 特記仕様書は、共通仕様書や図面では表現できない工事の地域性や特殊性を規定するものである。工事の発注に当たっては、発注時期等の現場条件に応じて特記仕様書に作業条件や条件を逸脱した場合の対応等、品質の確保に必要となる事柄について具体的に記載するよう要望する。 (*) 新工法:国土交通省が運用する新技術情報提供システムに登録されている工法
《意見（要望）事項に対する対応》 設定した工期から、温度条件を下回る時期に施工する可能性もあったため、特記仕様書に条件明示することが望ましかった。このため、今後の再発防止に向けて今回の要望内容を部内に周知し、担当者に対し特記仕様書等へ施工条件を記載するよう指導を徹底した。さらに、10区土木部など関係部局で構成される会議でも議題として取り上げ、問題意識の共有を図った。	

監査対象	豊平区土木部
監査委員の意見（要望）事項	第2 意見（要望）事項／2 発注者監督員の保護帽の着用について 今回監査した土木工事において、工事の段階確認に当たり、発注者監督員が保護帽(ヘルメット)を着用せずに車両が通過する車道上で計測を行っている事例がみられた。 本事例は法令規則等により保護帽の着用義務が課される状況ではないものの、共に臨場した受注者は保護帽を着用していた。 保護帽の着用は、事故が発生した際の頭部への衝撃吸収等安全確保のため必要なものである。発注者監督員の現場臨場に当たっては、法令規則等の着用義務のみならず現場の状況に応じて、監督員自らの身を守るため保護帽を着用するよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 自身の身を守ることはもとより、発注者は高い安全意識を持ち受注者を指導する立場である。このため、今後の再発防止に向けて今回の要望内容を部内に周知し、担当者に対し安全衛生管理への意識付けを図るとともに、現場立会する際には着用義務の	

有無にかかわらず保護帽を着用するよう指導を徹底した。さらに、10区土木部など関係部局で構成される会議でも議題として取り上げ、問題意識の共有を図った。

監査対象	豊平区土木部
監査委員の 意見（要望） 事項	第2 意見（要望）事項／3 産業廃棄物の引渡し記録について 今回監査した土木工事において、区画線施工前に実施した道路清掃により発生した産業廃棄物（土砂や粉じん）について工事受注者が処理を行わず、札幌市が発注した他業務に引渡し処理を行っていたが、引渡したことが確認できる写真や記録がないため、発生した産業廃棄物が適正に処理されたことが確認できない事例がみられた。 「札幌市土木工事共通仕様書」では、産業廃棄物が処理されたことが産業廃棄物管理票（マニフェスト）で確認できる場合は、産業廃棄物の運搬・処理の写真は省略すると定められているが、産業廃棄物を他業務に引渡し処理する等により、排出事業者である工事発注者と当該工事受注者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理しない場合には、産業廃棄物が適正に処理されたことが確認できるよう、引渡しまでの記録を残すよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 適正な産業廃棄物処理とその記録の必要性を十分認識しているため、今後の再発防止に向けて今回の要望内容を部内に周知し、担当者に対し産業廃棄物処理に係る知識向上を図るとともに、施工業者への適切な指導を徹底した。さらに、10区土木部など関係部局で構成される会議でも議題として取り上げ、問題意識の共有を図った。	

(3) 財政援助団体等監査（令和7年度第2回定期監査）関係

監査対象	一般社団法人札幌歯科医師会（保健福祉局保険医療部）
監査委員の意見（要望）事項	1 財政援助団体監査／(2) 各医療機関への制度周知等について（意見（要望）事項） 子ども医療費に関する手続を円滑に進めるため、当法人が行う各医療機関への協力依頼、広報、周知(以下「周知等」という。)に係る費用を補助対象としている。 その周知等は、主に各会合に出席した際に対面で行っているが、それ以外の手段として、SNS、ウェブサイト、オンラインによる配信や会議の開催等が考えられ、こうした手段を効果的に組み合わせて展開することで、より経済的かつ効果的な周知等に資すると思われるので、当法人内で検討・実施されるよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 今後は、本会のホームページへの掲載や本会が会員を対象に発信しているメールマガジン「さっしメール通信」、Web会議等のオンライン媒体を活用し、さらにそれらを組み合わせることによるより効果的な方法を導入するなど、周知手段の拡充を図りながら、子ども医療費助成制度に対する会員のより一層の理解促進に取り組む。	

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の意見（要望）事項	2 出資団体監査／(5) 契約における業務効率化等について（意見（要望）事項） 工事及び業務委託の発注に当たり、施工箇所、業務内容等から、一連のものとして一括で発注することが可能と考えられる案件が別々に発注されているものがみられた。 一括して発注することにより、契約の競争性が向上することに加えて、契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上に資することが期待できるので、改善の余地がある案件については、これらの観点から事務を進められるよう要望する。
《意見（要望）事項に対する対応》 2つの当該工事業務においては、山麓駅と山頂駅で施工箇所が異なり、予算も別に計上していたことから、個別に発注していた。 しかし、発注した業務が類似した工事であり見積もりを徴した3業者も同一であることから、作業の効率性やコストの削減を考慮し、一体の工事として発注すべきであった。 今後は、作業の効率性や競争性の確保によるコスト削減等の観点から一括契約可能な案件について個別の発注とならないよう、施工箇所や予算が別々であっても類似した工事業務においては、工事の内容や費用・発注時期などについて、上司と担当者が	

別紙

綿密な打ち合わせを行っていく。

また、予算計上方法の見直しに加え、改めて契約規程及び事務専決規程の遵守について部内周知を行うなど、組織としてのチェック体制を強化し契約事務の改善を図る。